

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年7月13日(2006.7.13)

【公表番号】特表2005-532888(P2005-532888A)

【公表日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-043

【出願番号】特願2004-522968(P2004-522968)

【国際特許分類】

A 6 2 B 18/02 (2006.01)

D 0 4 H 1/42 (2006.01)

D 0 4 H 1/54 (2006.01)

【F I】

A 6 2 B 18/02 B

D 0 4 H 1/42 X

D 0 4 H 1/54 Q

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月23日(2006.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 人の鼻および口を覆ってフィットするように構成され、

i) 成形された第1の付形層、

ii) 成形された第2の付形層、

iii) 前記第1の付形層と前記第2の付形層との間に配置されるろ過層、

iv) 前記第1の付形層を前記ろ過層に接着する第1の接着剤層、および

v) 前記第2の付形層を前記ろ過層に接着する第2の接着剤層、

を備えるマスク本体、並びに、

b) 前記マスク本体に取付けられるハーネス

を備えるろ過マスク。

【請求項2】

前記第1の付形層と前記第2の付形層がカップ状の形状に成形される、請求項1に記載のろ過マスク。

【請求項3】

前記第1の接着剤層と前記第2の接着剤層が繊維から製造される、請求項1に記載のろ過マスク。

【請求項4】

前記第1の接着剤層と前記第2の接着剤層が、繊維のウェブから製造され、前記ウェブの坪量が1平方メートル当り約20グラム未満である、請求項3に記載のろ過マスク。